

年 月 日

公益財団法人日本サッカー協会 司法機関事務局 行

jfa_judicial@jfa.or.jp

△県サッカー協会
規律委員長：E 藤五郎

報告書

前略 本協会下で発生した案件につきまして、以下の懲罰案を作成いたしました。
懲罰規程第3条に定めるとおり、JFAにて懲罰を決定頂きますようお願い申し上げます。

草々

記

懲罰対象者

氏名又は 団体名	X木D介
年 齢	40 歳
住 所	〒999-9999 △県△市中央区臨海1丁目2番3号 JFA マンション101号室
JFA 登録	<input type="checkbox"/> 指導者登録番号：C _____ (S級・A級・B級・C級・D級・キッズリーダー) <input type="checkbox"/> チーム名： _____ (第1種・第2種・第3種・第4種・女子・シニア) チーム内役職：(チーム代表・監督・コーチ・その他 (_____)) <input type="checkbox"/> 審判登録番号：R _____

事案概要 (記入例)

発生日時	2018年1月1日
発生場所	△県△市中央区 海岸公園内第2グラウンド
被害者	Y田M男 (当時12歳) 懲罰対象者との関係：監督と選手
事 案	暴言と暴行
認定内容	(聞き取りの結果、事実と認定した内容、処分の根拠となった客観的事実を記入してください。また、関係者の証言や伝聞に基づき事実認定した場合は、その発言者名を明記し、個別に記入してください。)

FA 懲罰案（記入例）

懲罰案	6ヶ月間のサッカー関連活動停止の処分を科す 起算日：2018年1月2日より
判断理由	<p>上述のとおり、2018年1月1日のサッカーの練習中に、X氏がY選手に対して暴言と暴行を行った事実を認定した。X氏は当規律委員会での事情聴取でも当該行為を認めている。当該行為は、「指導者に関する規則」第20条(遵守義務)(7)に定める「暴言・暴言を用いた指導を行わないこと」の義務に違反するものであり、従って、懲罰規程第34条(違反行為)(1)「本協会の各種規程・規則に違反したとき」に該当する。</p> <p>次に情状について検討する。</p> <p>X氏はチームの監督という指導的地位にありながら、無抵抗のY選手たちに対し、上記のような暴言・暴行を行ったことは、理由の如何を問わず、決して許されない。他方、X氏は、上記行為を深く反省しており、事案発生後チームの保護者会にて謝罪し、指導方法を改めることを約束している。</p> <p>当規律委員会はこれらの情状を総合して考慮した結果、X氏に対し、6ヶ月間のサッカー関連活動停止の懲罰を科すのが妥当と判断した。</p>
引用規程	懲罰規程 第34条(1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき 指導者に関する規則 第20条(7) 暴言・暴言を用いた指導を行わないこと

時系列整理（記入例）

月 日	事案発生
月 日	被害者Y選手の保護者よりFA事務局へメールによる相談（資料1）
月 日	FA4種規律委員長A氏が被害者YおよびY保護者へ事情聴取実施 聴取内容報告及びY選手の診断書（資料2）
月 日	FA4種規律委員長A氏及びFA4種B氏が対象者X氏に事情聴取実施 聴取内容報告（資料3）
月 日	FA4種規律委員長よりFA規律委員会へ報告（資料4）
月 日	FA規律委員会審議資料及び議事録（資料5）
月 日	JFAへ報告

資 料

資料1	被害者Yの保護者からのメール本文
資料2	被害者YおよびY保護者への聴取詳細 診断書は後日提出予定
資料3	X氏への事情聴取詳細
資料4	4種規律委員長の報告書

備 考（情状酌量に値する事項等）

--

以上

資料 2：事情聴取詳細

聴取概要（記入例）

文責：B 岡次郎

日 時	2018 年 2 月 10 日 17:30～18:45	
場 所	△県△市中央区△△公民館 会議室 B	
対 象 者	被害者 Y 君 被害者保護者 Y 氏	
聴 取 者	△県 FA4 種委員長：A 野太郎 △市 FA 地区代表：C 田三郎	△県 FA 規律委員：B 岡次郎 △市 FA 規律委員：D 木四郎
内 容		
聴取者所感		

資料3：事情聴取詳細

聴取概要（記入例）

文責：B岡次郎

日 時	2018年2月10日 19:00～19:50		
場 所	△県△市中央区△△公民館 会議室 B		
対 象 者	行為者 X氏		
聴 取 者	△県 FA4 種委員長：A野太郎	△県 FA 規律委員：B岡次郎	
	△市 FA 地区代表：C田三郎	△市 FA 規律委員：D木四郎	
内 容			
聴取者所感			